

平成30年10月1日から

臨時積立の取扱いを変更します

貯金事業につきましては、平成30年10月1日から貯金者の積立方法の1つであります臨時積立の取扱いを、次のとおり変更することとしましたのでお知らせいたします。

	平成30年9月30日まで		平成30年10月1日から
積立時期	随時	⇒	7月及び12月の年2回 ※1
積立上限額	無し		各月に50万円まで ※2
積立回数	無制限		各月に1人1回

※1 積立時期の7月及び12月以外に臨時積立金が振り込まれた場合は、貯金者あて全額返還いたします。

※2 50万円を超える臨時積立がされた場合、超えた金額を貯金者あて返還いたします。

担 当：総務課 貯金担当 望月 TEL：055-232-7311
--